

地方独立行政法人北海道立総合研究機構定款

目次

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 役員（第7条―第10条）

第3章 業務の範囲及びその執行（第11条・第12条）

第4章 資本金等（第13条・第14条）

第5章 委任（第15条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、農業、水産業、林業、工業、食品産業、環境、地質及び建築の各分野に関する試験、研究、調査、普及、技術開発、技術支援等を行い、もって道民生活の向上及び道内産業の振興に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人の名称は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、北海道とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人の主たる事務所は、札幌市に置く。

（法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第6条 法人の公告は、北海道公報に登載し、又はインターネットを利用して行う。ただし、天災事変その他緊急を要する場合であつて、北海道公報に登載し、及びインターネットを利用することができないときは、北海道若しくは法人の掲示場又は公衆の見やすい場所に掲示して行う。

第2章 役員

(役員の数)

第7条 法人に、役員として、理事長1人、理事3人以内及び監事2人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

3 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、監査報告を作成しなければならない。

5 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

6 監事は、法人が地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第13条第6項各号に掲げる書類を北海道知事（以下「知事」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第9条 理事長及び監事は、知事が任命する。

2 理事は、理事長が任命する。

(役員の任期)

第10条 理事長の任期は、任命の日から法人の中期目標の期間（法第25条第2項第1号に規定する中期目標の期間をいう。）の末日までとする。

2 理事の任期は、2年とする。

3 監事の任期は、理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。以下この項において同じ。）と対応するものとし、任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日を含む事業年度についての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。

4 役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、再任されることができる。

第3章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第11条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 農業、水産業、林業、工業、食品産業、環境、地質及び建築の各分野に関する試験、研究、調査、技術開発を行うこと。
- (2) 前号に掲げる業務に関する普及及び技術支援を行うこと。
- (3) 試験機器等の設備及び施設の提供を行うこと。
- (4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第12条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第4章 資本金等

(資本金)

第13条 法人の資本金については、北海道が出資する法人の業務に必要な土地及び建物とし、当該資本金の額は、当該資産について、出資の日における時価を基準として北海道が評価した価額の合計額256億105万4,294円とする。

(解散した場合の残余財産の帰属)

第14条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は、北海道に帰属する。

第5章 委任

第15条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程の定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

附 則

変更後の定款は、総務大臣の認可を受けた日から施行する。

附 則

変更後の定款は、総務大臣の認可を受けた日から施行する。

附 則

変更後の定款は、平成28年1月5日から施行する。

附 則

変更後の定款は、総務大臣の認可を受けた日から施行する。

附 則

変更後の定款は、総務大臣の認可を受けた日から施行する。

附 則

変更後の定款は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表の変更については、総務大臣の認可を受けた日から施行する。

附 則

変更後の定款は、総務大臣の認可を受けた日から施行する。

附 則

- 1 変更後の定款は、総務大臣の認可を受けた日から施行する。
- 2 変更後の定款の施行の際現に地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「法人」という。）の理事長である者の任期（補欠の法人の理事長の任期を含む。）については、変更後の定款第10条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

変更後の定款は、総務大臣の認可を受けた日から施行する。

附 則

変更後の定款は、総務大臣の認可を受けた日から施行する。

附 則

変更後の定款は、総務大臣の認可を受けた日から施行する。

附 則

変更後の定款は、総務大臣の認可を受けた日から施行する。

附 則

変更後の定款は、総務大臣の認可を受けた日から施行する。

附 則

変更後の定款は、総務大臣の認可を受けた日から施行する。

附 則

変更後の定款は、総務大臣の認可を受けた日から施行する。